

LIBRA

2023年 4 月号

〈特集〉

民法・不動産登記法等改正概要の解説〈前編〉

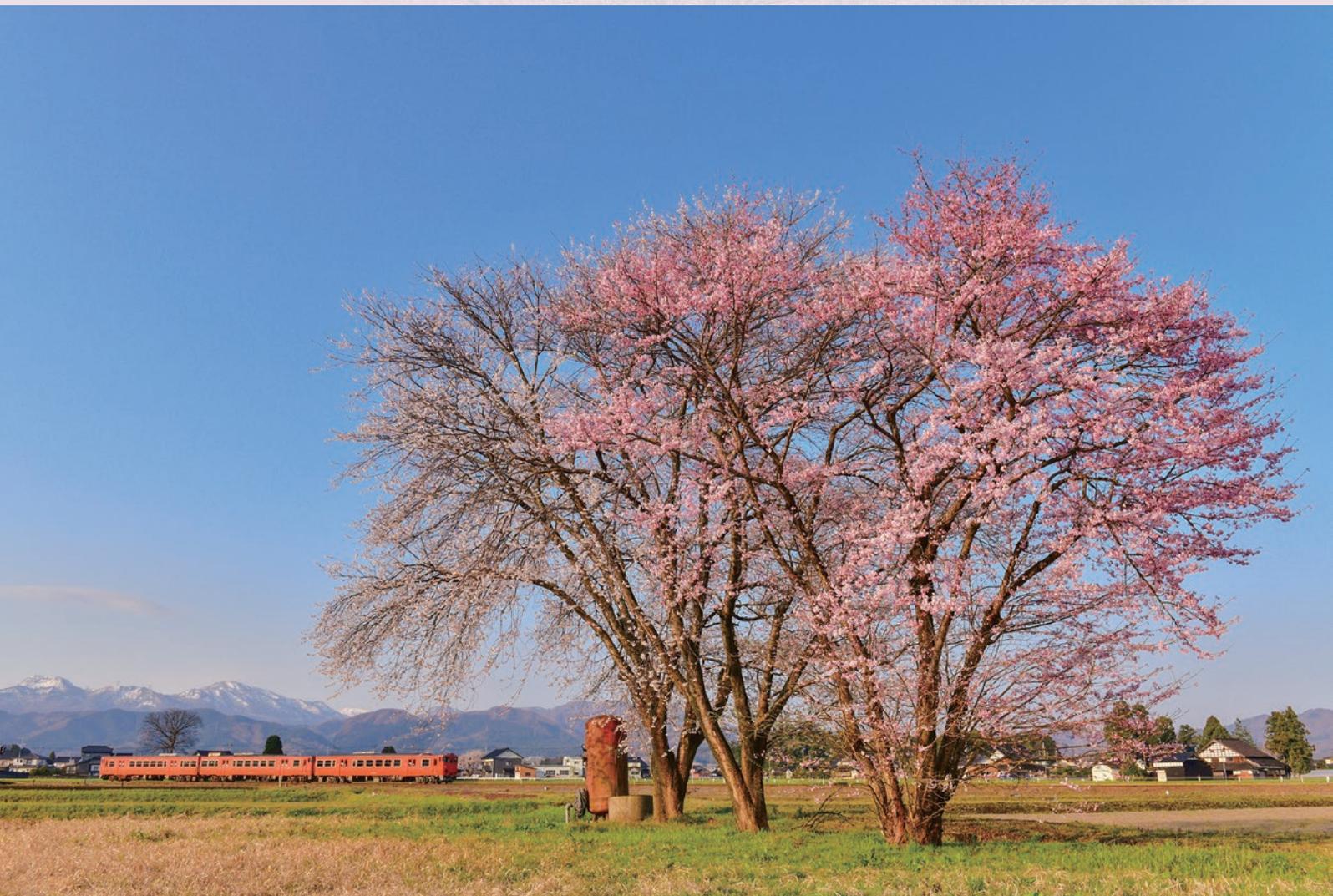
〈インタビュー〉

シンガーソングライター 半崎美子さん

〈クローズアップ〉

2023年度 役員紹介





城端線：城端―越中山田 砺波平野に立つ一本桜とキハ

桜舞う鉄路の物語

会員 五反 章裕 (63期)

城端線は、高岡を出て砺波平野を縦断して城端に向かう、単線非電化のローカル線だ。

城端は、世界遺産の合掌造りで有名な五箇山、白川郷への中継地で、ここから急峻で深い山々に分け入って行く。

「ピーン」と張り詰めた空気に包まれた春の早朝。

タラコ色の3連ディーゼルカーが、朝日に照らされてトコトコとやってくる。

青空をバックに、満開前の濃いピンク色の桜が、

風景に優しさを与えてくれました。

桜舞う鉄路の物語…。

LIBRA

東京弁護士会

CONTENTS

2023年4月号

特集

02 民法・不動産登記法等改正概要の解説〈前編〉

総論：令和3年改正民法・不動産登記法等及び相続土地国庫帰属法について
廣畑牧人

各論1：相隣関係の改正について 横山宗祐

各論2：新しい管理制度の創設 横山宗祐

各論3：共有に関する規定の見直し 稲村晃伸

インタビュー

14 シンガーソングライター 半崎美子さん

クローズアップ

18 2023年度 役員紹介

連載等

22 常議員会報告（2022年度 第10回）

24 人権問題最前線

第17回 市民まつりは市民のものです 市民まつり出店拒否事件 佃克彦

25 東弁今昔物語～150周年を目指して～

第15回（旧々）弁護士会館の建設 田中みどり

27 役立つ！会務活動

vol.5 スポーツと法律の架け橋 飯嶋太郎

28 消費者問題の最前線

第6回 決済手段と加盟店管理義務 山口諒

30 わたしの修習時代

育てていただき、心から感謝！ 51期 鈴木潤子

31 74期リレーエッセイ

新人弁護士と弁護士会照会 梶本真帆

32 心に残る映画

『気狂いピエロ』 篠原一廣

33 コーヒーブレイク

バイクに乗れ 渡邊昇龍

34 会長声明

38 インフォメーション

民法・不動産登記法等 改正概要の解説〈前編〉

喫緊の課題となっている所有者不明土地問題の解決のため、所有者不明土地の発生予防と利用の円滑化を目指した民法、不動産登記法の改正と相続土地国庫帰属制度が本年4月以降、順次施行されます。

そこで、本号と次号の2回にわたり、当会の法制委員会委員が改正概要等について解説します。

本号では、民法の相隣関係、共有、財産管理制度（本年4月1日施行）の改正概要を、次号で民法の遺産分割に関する規律の見直し、不動産登記法の改正及び相続土地国庫帰属法についてお届けします。

LIBRA 編集会議 富田 寛之、保高 睦美

CONTENTS

総論：令和3年改正民法・不動産登記法等及び相続土地国庫帰属法について	2頁
各論1：相隣関係の改正について	3頁
各論2：新しい管理制度の創設	6頁
各論3：共有に関する規定の見直し	9頁

【凡例】

令和3年改正民法については、改正後の民法を「改正民法」、改正前の民法を「改正前民法」と表示し、改正対象となっていない条文は「民法」と表示した。

総論

令和3年改正民法・不動産登記法等及び相続土地国庫帰属法について

法制委員会委員長 廣畑 牧人 (55期)

第1 はじめに

2021年（令和3年）4月、「民法等の一部を改正する法律」（令和3年法律第24号 以下「令和3年改正民法等」という）及び「相続等により取得した土地所有権の国庫への帰属に関する法律」（令和3年法律第25号 以下「相続土地国庫帰属法」という）が成立し、同月28日公布された。これらの法律は、2023年（令和5年）4月1日より順次施行される。

第2 令和3年改正民法等及び相続土地国庫帰属法制定に至る経緯

いわゆる所有者不明土地問題*1の解決が政府全体で取り組むべき課題として法整備等の対策が講じられるなか、所有者不明土地の発生予防と既に発生してしまった所有者不明土地の利用円滑化を図るため、民事基本法制の見直しが求められ（村松秀樹＝大谷太編著「Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」金融財政事情研究会 2～3頁）、

平成31年2月、法制審議会に対する諮問がなされた(平成31年諮問第107号)。

これをうけて法制審議会は民法・不動産登記法部会を設置して調査審議を行い、令和3年2月、「民法・不動産登記法(所有者不明土地関係)の改正等に関する要綱」を決定し、法務大臣に答申され、同年3月に法案が国会提出された。

その後、法案は衆参両院を経て可決成立し、同年4月28日公布された(なお、衆議院法務委員会、参議院法務委員会のそれぞれにおいて附帯決議がされている)。

第3 令和3年改正民法等及び相続土地国庫帰属法の概要

1 令和3年改正民法等について

上記のように、所有者不明土地問題に関する民事基本法制における対策として、その発生防止と、既に発生してしまった所有者不明土地の利用円滑化の観点による整理がされているところ、民法について、①相隣関係の規律見直し②財産管理制度の見直し③

共有制度の見直し及び④遺産分割に関する規律等の見直しがされ、主に利用円滑化の観点による規律の見直しがされている。また、不動産登記法について①相続登記申請の義務化②住所の変更登記申請の義務化やそれらの環境整備等の方策が導入され、所有者不明土地発生予防の観点からの規律整備が図られた。そのほか、非訟事件手続法や家事事件手続法等関連法令についても上記に伴う規律の整備がされている。

2 相続土地国庫帰属法について

相続等による望まぬ土地の取得と管理等の放置が所有者不明土地発生の一因であることが指摘され、その対応策として、当初、土地所有権放棄の可否として検討がされてきたところ、最終的に、一定の要件を満たした土地につき、法務大臣の承認を受けて国庫への帰属を認める制度を設けることとなり、同制度を新法として制定したものである。

3 これら改正法及び新法の制定と施行により、所有者不明土地問題の発生防止や利用の円滑化が図られることが期待される。

*1: ここでいう「所有者不明土地」とは、「不動産登記簿により所有者が直ちに判明しない、又は判明しても連絡がつかない土地」と説明されている(前掲「Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法」2頁)。相続土地国庫帰属法1条にいう「所有者不明土地(相当な努力を払ってもなおその所有者の全部又は一部を確知することができない土地をいう)」とは定義が異なる(中込一洋「実務解説改正物権法」弘文堂363頁)。

各論 1

相隣関係の改正について

法制委員会副委員長 横山 宗祐 (57期)

令和3年改正民法において、相隣関係につき①隣地使用権、②継続的給付を受けるための設備設置権・設備使用権、③越境した竹木の枝の切取りに関する既定の見直しが行われた。

第1 隣地使用権に関する改正

1 改正理由について

改正前民法下においては、①民法209条1項本文

に挙げられていない工事等を行う際に、隣地を使用できるかどうか不明であること、②「隣地の使用を請求することができる」の具体的内容が不明確であり、隣地所有者等が所在不明等の場合に対応が困難となること、③「隣人」の範囲が不明確であることなどが、指摘されていた。そこで、隣地の使用についての要件・効果を明確にすべく、今回の改正が行われた。

2 要件について

(1) 隣地使用権者

改正民法209条1項では、隣地使用の主体について、「土地の所有者」と規定している。また、地上権者（民法267条）については、相隣関係の規定が準用される旨の規定がある。

これら隣地使用の主体についての規定は改正前民法209条1項でも同様の規定となっていること等から、改正前民法の規律が踏襲されるものと考えられている。

(2) 隣地使用の目的

改正前民法では、「境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕」が隣地使用の目的として挙がっている。土地の円滑な利用・管理という観点からは、障壁や建物だけでなく工作物を設置する場合や、設置された建物等を撤去する場合にも隣地使用を認めることが合理的と考え、これらも条文上明記されることとなった（改正民法209条1項1号）。

また、土地の売却や土地上に建物を建築する際に、当該土地の境界（所有権の境界）や面積を明らかにすることは、不動産に関する社会経済活動を支えるものとして重要であるため、境界標の調査等も隣地使用の目的として新たに加えられた（改正民法209条1項2号）。

さらに、改正民法により、一定の要件のもと、隣地の枝が越境している場合、越境された隣地所有者は当該枝を自ら切除することが可能となった（改正民法233条3項）ことから、これに対応する規定も設けられた（改正民法209条1項3号）。

(3) 隣地の使用態様

改正前民法においては、隣地の使用態様について特段の定めは設けられていなかったが、改正民法において、使用の日時・場所・方法は、隣地所有者等のために損害が最も少ないものを選択する必要がある旨、規定された（改正民法209条2項）。

なお、住家については、その居住者の承諾がなければ立ち入ることができない点については、改正前民法と同様である（民法209条1項ただし書）。

(4) 通知

隣地所有者・隣地使用者が土地所有者による隣地使用権の行使を受け入れる準備の機会を確保するため、土地所有者が隣地使用権に基づき隣地を使用する場合には、原則、隣地の所有者等に対して事前に告知をする必要がある（改正民法209条3項本文）。

ただし、隣地所有者の所在が不明であるなど「あらかじめ通知することが困難」などときには、使用を開始した後、遅滞なく、通知すれば足りる（改正民法209条3項ただし書）。

3 効果について

隣地使用権が認められると、土地の所有者は隣地を使用することができる一方、隣地所有者は隣地を使用させる義務を負うこととなる。隣地使用権を行使したことにより、隣地所有者・隣地使用者が損害を被った場合には、土地所有者に対し償金を請求することが可能である（改正民法209条4項）。

第2 継続的給付を受けるための 設備設置権・設備使用権

1 改正理由について

改正前民法制定時は、ライフラインの技術が未発達な時代だったため、各種ライフラインの設置における他の土地への導線・導管の設備設置等に関する十分な規定が置かれていない。そこで、これまでの解釈を踏まえつつ、ライフラインのための導管等の設置・接続についての要件・効果を規定すべく、今回の改正が行われた。

2 要件について

(1) 継続的給付

設備設置権、設備使用権は、「電気、ガス又は水道水の供給その他これらに類する継続的給付」（改正民法213条の2第1項）を受けることを可能とするものである。そこで、「その他これらに類する継続的給付」として、電話・インターネット等の電気通信も含まれると解されているが、この継続的給付の具体的内容については、技術の進歩によって変化していくものと解されている。

(2) 設置等の必要性

設備設置権、設備使用権は、「他の土地に設備を設置し、又は他人が所有する設備を使用しなければ」継続的給付を受けることができない場合に認められる（改正民法213条の2第1項）。継続的給付を受けるために隣接していない土地を使用しなければならないケースもあるため、「隣地」ではなく「他の土地」と規定している。

(3) 設置等の場所・方法

設備の設置等は、他の土地等の所有権を制限するものであることから、設備の設置又は使用の場所及び方法は、他の土地等のために損害が最も少ないものを選ぶ必要がある（改正民法213条の2第2項）。

(4) 通知

設備設置権・設備使用権に基づき設備を設置・使用する場合には、他の土地等の所有者・使用者が別の方法によることの検討・提案、及び受け入れ準備の機会等を確保するため、「あらかじめ、その目的、場所及び方法」を他の土地の所有者等に通知しなければならない（改正民法213条の2第3項）。なお、隣地の使用の場合（改正民法209条3項ただし書）と異なり、事後の通知によることは許容されていないことに注意が必要である。

3 効果について

設備設置権・設備使用権が認められると、土地の所有者はライフラインの継続的給付を受けるために、他の土地に設備を設置し、他人が所有する設備を使用することができる一方、他の土地等の所有者・使用者は土地所有者に設備を設置・使用させる義務を負うこととなる（改正民法213条の2）。設備設置権・設備使用権を行使したことにより、他の土地等の所有者・使用者が損害を被った場合には、土地所有者に対し償金を請求することが可能である（改正民法213条の2第4項後段、同5項、同6項）。また、設備を使用する者は、利益を受ける割合に応じて、設置・改築・修繕・維持に要する費用を負担することとなる（同7項）。

第3 越境した竹木の枝の切取り

1 改正理由について

改正前民法下においては、竹木の所有者が越境している枝を切除しない場合、債務名義を得て強制執行を申し立てる必要があるが、この手続きには相応の時間と労力を要する。さらに、竹木の所有者が所在等不明である場合、また竹木が共有である場合等においては、手続きがより煩雑であること等が指摘されていた。そこで、越境した竹木の枝の切除についての要件・効果を明確にすべく、今回の改正が行われた。

2 枝を切除させる権利

本改正においても、土地の所有者は、隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に対し、その枝を切除させることができる（改正民法233条1項）とし、竹木の所有者に枝を切除させる必要があるとの原則は維持されている。

3 土地所有者による枝の切取りが認められる場合

竹木の所有者による切除が期待できない場合として、以下の3つのいずれかに該当するときには、土地所有者は越境した枝を自ら切り取ることができるとの改正がなされた（改正民法233条3項各号）。

- ① 竹木の所有者に枝を切除するよう催告したにもかかわらず、竹木の所有者が相当の期間内に切除しないとき（同項1号）
- ② 竹木の所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないとき（同項2号）
- ③ 急迫の事情があるとき（同項3号）

4 竹木が共有に属する場合

改正民法では、竹木の枝の越境状態を円滑に解消できるよう、竹木が共有に属する場合、各共有者が越境した枝を切り取ることができることとなった（改正民法233条2項）。これにより、土地所有者は、越境している竹木の枝が共有である場合、共有者1名から承諾や委託を得て、この共有者に代わって枝を切り取ることが可能となった。

なお、土地の所有者が越境した竹木の枝を竹木共有者への催告のうえ、自ら切り取る場合（改正民法233条3項1号）、基本的に、竹木の共有者全員に枝を切除するよう催告する必要があると解される。もっとも、一部の共有者を知ることができず、またはその所在を知ることができないときには、その者との関係においては同項2号が適用され、催告は不要となる。よって、土地所有者は、竹木の共有者に不特定または所在不明者がいる場合には、それらの者以外の共有者全員に対し、越境した枝を切除するよう催告し、当該共有者が相当期間内に切除をしないときには、自ら枝を切り取ることができることとなった。

新しい管理制度の創設

法制委員会副委員長 横山 宗祐 (57 期)

令和3年改正民法において、個々の不動産に着目した①所有者不明土地・建物管理制度、②管理不全土地・建物管理制度が新設された。

所有者不明土地・建物管理命令、管理不全土地・建物管理命令の具体的な手続きについては、非訟事件手続法に特則があるため、管轄裁判所や公告・告知期間等については、非訟事件手続法の各規定を確認する必要がある(改正非訟90条,同91条等)。なお、所有者不明土地・建物管理命令と異なり、管理不全土地・建物管理命令を発令するに際し、原則、管理命令の対象となるべき不動産の所有者から陳述を聴く手続きを経る必要があることに注意が必要である(改正非訟91条3項1号,同10項)。

第1 所有者不明土地・建物管理制度

1 改正理由について

改正前民法下においては、所有者不明土地や所有者不明建物を管理するためには、不在者財産管理制度(民法25条1項)、相続財産管理制度(改正前民法952条1項)、清算会社・法人の清算制度(会社法478条2項等)が利用されてきた。しかしながら、これらの制度は「人」単位の管理制度であるため、問題となっている土地・建物だけでなく、不在者等の他の財産や相続財産全般を管理することとなる。結果、調査・管理の対象が広くなり、必要な予納金が高額となること等が、指摘されていた。また、所有者をまったく特定できない場合には、そもそもこれらの制度を利用することができないという問題点もあった。

そこで、個々の所有者不明土地・建物の管理に特化した新たな財産管理制度が新設された。

2 要件について

所有者不明土地・建物管理命令の要件は、①所有者を知ることができず、またはその所在を知ることができない土地、ないし建物(土地・建物が共有に属する場合にあっては、共有者を知ることができず、また

はその所在を知ることができない土地、ないし建物の共有持分)であること、②発令の必要があると認められることが必要となる(改正民法264条の2第1項,同264条の8第1項)。

①所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとは、必要な調査を尽くしても、所有者の特定等ができないことを指すと解されている。たとえば、自然人が登記名義人の土地について、不動産登記簿及び住民票上の住所等を調査してもその自然人の所在が明らかでないケースや、その自然人が死亡しているがその相続人の存否が不明であるケースなどが「所有者を知ることができず、又はその所在を知ることができない」場合にあたり得ると解されている。

また、②発令の必要性が認められるときは、土地や建物の管理状況等に照らし、所有者不明土地・建物管理人による管理を命じることが必要かつ相当であるときと解されている。この点、当該土地・建物について、既に不在者財産管理人や相続財産管理人等が管理しているときには、所有者不明土地・建物管理命令を発令する必要は基本的にはないものと考えられている。

なお、申立権者は発令の対象となっている土地・建物(後述の価値転化物を含む)の管理について利害関係を有する者である(改正民法264条の2第1項,同264条の8第1項)。

3 効力

所有者不明土地・建物管理命令が発令されると、所有者不明土地・建物管理人が選任される(改正民法264条の2第4項,同264条の8第4項)。

所有者不明土地・建物管理命令の効力は、当該土地ないし建物(当該建物等を所有するための建物の敷地に関する権利(所有権を除く))、及び対象土地・建物にある動産(土地所有者等が所有するものに限る)に及ぶ(改正民法264条の2第2項,同264条の8第2項)。また、所有者不明土地・建物管理命令が発せられた後に当該命令が取り消された場合にお

いて、当該管理命令の対象とされた土地・建物等が管理人の管理処分によって金銭等の財産に転化した場合、当該価値転化物も管理命令の発令対象とされている（改正民法264条の2第3項、同264条の8第3項）。

また、所有者不明土地・建物管理人は、保存行為、及び所有者不明土地等の性質を変えない範囲内の利用・管理行為については、裁判所の許可を得ないでも行うことができる。これらを超える行為（たとえば、当該不動産の売却）を行う際には、裁判所の許可を得なければならないとされている（改正民法264条の3第2項本文、同264条の8第5項）。なお、管理人が裁判所の許可を得るべきであるにもかかわらず、許可を得ずに行った行為については、土地・建物所有者に対し効力を有さないと解されている。ただし、取引安全の見地から、この裁判所の許可がないことについて善意の第三者には対抗できない（改正民法264条の3第2項ただし書、同264条の8第5項）。なお、所有者不明土地・建物管理人が管理対象とされている土地・建物等を売却した場合、管理人による管理の必要性が実際にはなくなるケースもある。そこで、改正民法では、売却等によって生じた金銭等の価値転化物を供託できるとし、供託がなされた場合にはその旨の公告がなされることとなる（改正非訟90条8項）。

また、所有者不明土地・建物の管理処分権は管理人に専属し（改正民法264条の3第1項、同264条の8第5項）、当該土地・建物に関する訴訟については管理人を原告・被告とすることとされている（改正民法264条の4、同264条の8第5項）。

なお、所有者不明土地・建物管理人は、所有者不明土地・建物等の所有者（その共有持分を有する者を含む）のために、善管注意義務を負う（改正民法264条の5第1項、同264条の8第5項）。そして、数人の者の共有持分を対象として所有者不明土地・建物管理命令が発せられた場合には、所有者不明土地・建物管理人は、当該不動産の共有持分を有する者全員のために、誠実公平義務を負う（改正民法264条の5第2項、同264条の8第5項）。

4 管理人の解任・辞任、費用・報酬

所有者不明土地・建物管理人が、任務に違反して管理命令の対象となっている土地・建物等に著しい

損害を与える等、重要な事由があるときは、利害関係人の請求により、裁判所は、所有者不明土地・建物管理人を解任することができる（改正民法264条の6第1項、同264条の8第5項）。また、所有者不明土地・建物管理人は、正当な事由があるときは、裁判所の許可を得て、辞任することができる（改正民法264条の6第2項、同264条の8第5項）。

そして、所有者不明土地・建物管理人は、所有者不明土地等から、裁判所が定める額の費用の前払い及び報酬を受けることができる（改正民法264条の7第1項、同264条の8第5項）。また、所有者不明土地・建物等の管理に必要な費用や管理人の報酬は、所有者不明土地・建物の所有者（共有者）の負担とされている（改正民法264条の7第2項、同264条の8第5項）。

第2 管理不全土地・建物管理制度

1 改正理由について

改正前民法下においては、所有者によって適切な管理がされず、荒廃・老朽化等して管理不全状態となっている土地や建物が存するとき、近隣の土地所有者等は、管理不全状態にある土地・建物所有者に対し、所有権に基づく妨害排除・予防請求を提起したり、不法行為責任を追及したりする等して、対応してきた。しかしながら、管理不全状態の土地・建物を所有者に代わって管理する制度が存在しないため、管理不全状態にある土地・建物について継続的な管理を行うことができないという問題点があった。

そこで、管理不全土地・建物管理人を通じて土地・建物の継続的な管理を図ることや、土地・建物の実際の状態を踏まえた適切な管理措置を講ずることを可能とするため、管理不全土地・建物管理制度が新設された。

2 要件について

管理不全土地・建物管理命令の要件は、①所有者による土地、ないし建物の管理が不相当であることにより他人の権利または法律上保護される利益が侵害され、または侵害されるおそれがあること、②発令の必要があると認められること、が必要となる（改正民法264条の9第1項、同264条の14第1項）。所有者による管理が不適切であることは、所有者による管

理が全くなされていない場合に限定されるものではなく、管理はされているもののそれが適切ではない場合も含まれると解されている。

なお、発令の必要性が認められるのは管理不全土地・建物管理人による管理を命じることが必要かつ相当であるときと解されている。また、申立権者は発令の対象となっている土地・建物の管理について利害関係を有する者である（改正民法264条の9第1項、同264条の14第1項）。

3 効力

管理不全土地・建物管理命令が発令されると、管理不全土地・建物管理人が選任される（改正民法264条の9第3項、同264条の14第3項）。管理不全土地・建物管理命令の効力は、当該土地ないし建物（当該建物等を所有するための建物の敷地に関する権利（所有権を除く））、及び対象土地・建物にある動産（土地所有者等が所有するものに限る）に及ぶ（改正民法264条の9第2項、同264条の14第2項）。

また、管理不全土地・建物管理人は、保存行為、及び所有者不明土地等の性質を変えない範囲内の利用・管理行為については、裁判所の許可を得なくても行うことができる。これらを超える行為（たとえば、当該不動産の売却）を行う際には、裁判所の許可を得なければならないとされている（改正民法264条の10第2項本文、同264条の14第4項）。なお、管理人が裁判所の許可を得るべきであるにもかかわらず、許可を得ずに行った行為については、土地・建物所有者に対し効力を有しないと解されている。この裁判所の許可がないことについて善意・無過失の第三者には対抗できない（改正民法264条の10第2項ただし書、同264条の14第4項）。この点、所有者不明土地・建物管理命令の場面と異なり無過失まで求められている理由としては、管理不全土地・建物管理命令は、所有者不明土地・建物管理命令とは異なり、土地・建物の所有者の所在等が判明しているケースであっても発令されるものであることから、所有者の利益に配慮して、第三者保護要件として、善意のみだけでなく無過失まで要求される等が指摘されている。

さらに、管理不全土地・建物管理命令の対象となっている土地・建物を処分する場合、その所有者の同意を得る必要がある（改正民法264条の10第3項、同264条の14第4項）。この点についても、所有者不

明土地・建物管理命令の場面と異なるが、その理由としては、管理不全土地・建物管理命令は、所有者不明土地・建物管理命令とは異なり、土地・建物の所有者の所在等が判明しているケースであっても発令されるものであることから、所有者の意思を尊重する趣旨による等の説明がなされている。

なお、管理不全土地・建物管理人が管理対象とされている土地・建物等を売却した場合、管理人による管理の必要性が実際にはなくなるケースもある。そこで、改正法では、売却等によって生じた金銭等の価値転化物を供託できるとし、供託がなされた場合にはその旨の公告がなされることとなる（改正非訟91条5項）。

また、管理不全土地・建物の管理处分権は管理人に専属しない（改正民法264条の10第1項、同264条の14第4項）。この点、管理不全土地・建物管理命令において、土地・建物の管理处分権が管理人に専属しない理由としては、管理人による不動産の管理と、所有者による不動産の管理とは必ずしも相反するものではないため、管理人に土地・建物の権限を専属させることは、不動産所有者への過剰な制約となる可能性があること等が理由として挙げられている。そして、当該土地・建物に関する訴訟については、管理人を原告・被告とすることは予定されていない。そのため、管理不全土地・建物管理命令が発令された後であっても、管理不全土地・建物の所有者が、自ら訴えを提起し、または訴え提起に対して応訴することになる。

また、管理不全土地・建物管理人は、管理不全土地・建物等の所有者のために、善管注意義務を負う（改正民法264条の11第1項、同264条の14第4項）。そして、管理不全土地・建物が数人の共有に属する場合には、管理不全土地・建物管理人は、当該不動産の共有持分を有する者全員のために、誠実公平義務を負う（改正民法264条の11第2項、同264条の14第4項）。

4 管理人の解任・辞任、費用・報酬

管理不全土地・建物管理命令において、管理人の解任・辞任、及び費用・報酬等については、所有者不明土地・建物管理命令と同様の規定が設けられている（改正民法264条の12第1項、2項、同264条の13第1項、2項、同264条の14第4項）。

共有に関する規定の見直し

法制委員会副委員長 稲村 晃伸 (60期)

第1 はじめに

所有者不明土地が発生する原因の一つに、相続が何世代にもわたり発生する数次相続がある。数次相続が生じたにもかかわらず、土地の登記名義が変更されていないと、登記簿上の名義とは異なり、実際には数十人の相続人が遺産共有持分を有しているという事態が生じ、登記名義の記載から真の所有者を認識することができないからである。このような「メガ共有*1」状態は、共有者による共有物の管理や処分を困難にすることは言うまでもない。そこで、改正民法は、主に所有者不明土地の利用の円滑化の観点から、共有者が所在不明である場合等を念頭に所有者不明土地に対する直接的な対策を新設するとともに、不明共有者の有無にかかわらず共有一般のルールも見直し、その合理化を図った。

以下では、改正民法の共有に関するルールを、共有物の管理・使用に関するルールの見直しと共有関係の解消に関するルールの見直しに分けて概観する。

第2 共有物の使用・管理等に関するルールの見直し

1 共有物の変更・管理に関する規律の明確化

改正前民法では、共有物に変更を加えるには、共有

者全員の同意が必要となるが、共有物の変更にはその形状または効用の著しい変更を伴わないもの（例えば砂利道をアスファルト舗装する行為等）もあるのに、一律に一部でも反対があれば変更できないとなると、共有物の円滑な利用等を妨げることになる。そこで、改正民法は、このような軽微変更について持分の過半数で決する「管理に関する事項」として扱うこととした（改正民法251条1項、同252条1項）。改正前民法と改正民法の適用関係を比較すると下記の表ようになる。

また、改正前民法では、共有物に賃借権等の使用収益権を設定することは「管理」に当たるが、長期間にわたる使用収益権の設定は共有者全員の同意を要すると解されていた。そこで改正民法では、規定の適用関係を明確化するため、602条各号が定める期間を超えない賃借権等の設定は持分の価額の過半数の決定でできる旨を明らかにした（改正民法252条4項）。

2 共有物の使用に関する規律の明確化

共有者の一部が共有物を使用している場合、共有物を使用する共有者が他の共有者に使用の対価を支払う旨の規定は改正前民法にはなかった。そこで、改正民法は、共有物を使用する共有者は他の共有者に対し、別段の合意がない限り、自己の持分を超える使用の対価を償還する旨の規定を新設した（改正民法249条2項）。

改正前民法			改正民法		
管理の種類	根拠条文	同意要件	管理の種類	根拠条文	同意要件
変更	251条	共有者全員	変更 (軽微変更を除く)	251条1項	共有者全員
			軽微変更	251条1項, 252条1項	持分価額の 過半数
管理	252条本文	持分価額の 過半数	管理	252条1項	
保存	252条ただし書	共有者単独	保存	252条5項	共有者単独

*1：この用語は、法制審議会民法・不動産登記法部会に幹事として参加した蓑毛良和会員の第1回会議における発言以来、同部会で用いられるようになった。

また、共有者が共有物を使用する際に他の共有者に対して負っている注意義務の程度についても改正前民法には規定がなく争いがあったが、他の共有者の持分との関係では「他人の物」を管理していることから、改正民法は、共有物を使用する共有者は他の共有者に対して善良な管理者の注意をもって共有物を使用しなければならないと定めた（改正民法249条3項）。

3 共有物を使用する共有者がいる場合の管理に関する事項の決定等

どの共有者が共有物を使用するかや共有物の使用方法についての定めをすることは共有物の管理に関する事項だが、改正前民法では、共有物を使用する共有者がいる場合、その共有者の同意がなくても、持分の過半数で共有物の管理に関する事項を決定できるかは明らかではなかった。他方で、共有者の持分の過半数の決定を得て特定の共有者が共有物を使用している場合に、その決定を変更するために共有者全員の同意を得なければならないとするのは、共有物の利用を硬直化することになる。そこで、改正民法では、共有物を使用する共有者がいる場合であっても、持分の過半数で共有物の管理に関する事項を決定できるとした（改正民法252条1項後段）。

また、共有者間の持分の過半数で決定された共有物の利用方法の定めを、その定めに従って使用している共有者の同意を得ることなく、改正前民法251条1項後段の規定に従って変更することは、その共有者にとって大きな不利益となる。そこで、改正民法は、共有者間の決定に基づいて共有物を使用する共有者に特別の影響を及ぼすべきときは、その決定を変更する等の決定をすることについて、その共有者の承諾を得なければならないと定めた（改正民法252条3項）。ここで、「特別の影響」とは、対象となる共有物の性質に照らし、決定の変更等をする必要性と、その変更等によって共有物を使用する共有者に生じる不利益とを比較して、共有物を使用する共有者に受忍すべき程度を超えて不利益を生じさせることをいうと解される。

4 所在等不明共有者がいる場合の共有物の変更・管理

共有者の一部が不特定又は所在不明である場合（これを「所在等不明共有者」という）、共有者全員の同意を得ることもできないし、共有者の持分の過半数に

よる決定をすることができないことも生じる。所在不明の共有者につき不在者財産管理人を選任し、その同意を得て代替する方法もあるが、管理人の選任を求める共有者が管理人の報酬を事実上負担しなければならないケースがあるほか、共有者が不特定の場合には管理人を選任することができない。そこで、改正民法は、共有者の一部が所在等不明共有者である場合、裁判を得て、所在等不明共有者以外の共有者全員の同意により共有物に変更（軽微変更を除く）を加え、又は所在等不明共有者以外の共有者の持分の過半数により管理に関する事項（軽微変更を含む）を決することが可能であるとした（改正民法251条2項、同252条2項1号）。

ここで、「共有者を知ることができず、又はその所在を知ることができないとき」とは、①共有者が他の共有者を知ることができないとき（氏名や名称などが不明の場合）、または②共有者が他の共有者の所在を知ることができないとき（他の共有者が自然人であるときは、その住所・居所を知ることができない場合、法人であるときは、事務所の所在地を知ることができず、かつ、代表者の氏名又は所在を知ることができない場合）をいう。そして、要件の充足が認められるためには、問題の共有物が不動産の場合には、不動産登記簿の調査が必要であるだけでなく、住民票や商業登記簿等の公的記録の調査も必要となる（なお、同様の文言は、所在等不明共有者に関する規定である改正民法251条2項、同252条の2第2項、同262条の2、同262条の3に見られる）。

所在等不明共有者以外の共有者による変更・管理の裁判は、所在等不明共有者を特定の行為に関する意思決定から除外するものにすぎない。したがって、実際に共有物に変更を加えるには、別途、所在等不明共有者以外の共有者全員の同意を得る必要があり、管理に関する事項については、別途、所在等不明共有者以外の共有者の持分の過半数により決定をする必要がある。

この裁判の手続は非訟事件手続であり、令和3年改正により非訟事件手続法も改正されている。具体的には、改正非訟事件手続法85条において、共有物等の所在地を管轄する地方裁判所が管轄裁判所であること、決定するには公告の実施や1か月以上の異議届出期間の経過が必要であること等が定められている。

5 賛否を明らかにしない共有者がいる場合の共有物の管理

相当の期間を定めて共有物の管理に関する事項を決することについて賛否を明らかにする旨を催告しても、その期間内に賛否を明らかにしない共有者がいる場合には、裁判により、賛否を明らかにしない共有者以外の共有者の持分の過半数で管理に関する事項を決することができる（改正民法252条2項2号）。「社会経済活動の広域化，国際化などの社会情勢の変化」により、「共有者間の人的関係が希薄*2」になっていることを踏まえての規定である。

賛否不明共有者以外の共有者が裁判により決定できる行為は、賛否を明らかにする機会が保障され、裁判において具体的に特定されたもののみと解される。

改正非訟事件手続法85条が、共有地の所在地を管轄する地方裁判所が管轄裁判所であること、裁判をするには通知の実施や1か月以上の賛否を明らかにするための期間の経過が必要であること等の手続を定める。

6 共有物の管理者

共有物の円滑な管理を実現するため、共有物の管理者に関する規定が新設された。すなわち、共有者の持分の過半数の決定により共有物の管理者の選任・解任をすることができる。また、共有物の管理者は、管理行為をすることができるが、変更（軽微変更を除く）を加えるには、共有者全員の同意を要する（改正民法252条1項，同252条の2第1項，2項）。

共有者は、共有物の管理者を選任した場合でも、共有物の管理に関する事項を決定できるが、その場合、共有物の管理者は、共有者の決定に従って職務を行わなければならない（改正民法252条の2第3項）。管理に関する事項の決定に違反して行った共有物の管理者の行為は、共有者に対して効力を生じない（改正民法252条の2第4項）。

第3 共有関係の解消に関する規定の見直し

1 共有物分割訴訟

改正前民法の共有物分割訴訟に関する規定は簡潔だった。特に判例（最判平成8年10月31日民集50

巻9号2563頁）で認められていた全面的価額賠償による分割（共有物を共有者のうちの一人の単独所有または数人の共有とし、これらの者から他の共有者に対し持分の価額を賠償させる方法）については、従来、明文の規定が存在せず、現物分割や競売分割との関係が明らかでなく、分割方法の検討順序に関する当事者の予測可能性が確保されないと指摘されていた。そこで、改正民法は、現物分割と賠償分割について優劣を付けずに列挙するとともに（改正民法258条2項）、これらの方法による分割ができないとき、又はこれらの方法によって共有物の価格を著しく減少させるおそれがあるとき、競売分割を認めるとされている（改正民法258条3項）。

また、裁判所は、共有物分割の裁判において、当事者に対し、金銭の支払、物の引渡し、登記義務の履行その他の給付を命じることができると明確化している（改正民法258条4項）。

2 相続財産が共有持分に含まれる場合の共有物分割の特則

改正前民法のもとでは、遺産共有を解消するための遺産分割手続は家庭裁判所で行うが、通常の共有を解消するための共有物分割手続は地方裁判所で行うことになっていた。もっとも、遺産共有と通常の共有が併存する共有物の場合、例えば、AとBが2分の1の持分で共有している土地につき、Aが死亡し、その子CとDが法定相続分に従って相続したことで、通常の共有（B）と遺産共有（C・D）が併存する場合において、Bが地方裁判所に土地の共有物分割の訴え（民法258条1項）を提起し、全面的価額賠償により土地の取得を求めることが可能とされた。しかし、その際でも、判決で土地を取得したBはC・Dに代償金を支払うが、C・Dは裁判所が定めるところに従い、代償金を保管し、代償金の帰属はC・Dが遺産分割によって決することになる（最判平成25年11月29日民集67巻8号1736頁）。C・Dによる代償金の分割が遺産分割手続によらなければならないのは、C・Dに遺産分割を受ける機会が保障されなければならないからである。

遺産共有持分も含めて共有物分割手続において一回で共有関係の解消ができれば、共有関係の解消の

*2：村松秀樹＝大谷太編著『Q&A 令和3年改正民法・改正不登法・相続土地国庫帰属法』（金融財政事情研究会，2022年）67頁。

円滑化に資することになる。他方で、共有物分割手続の中で遺産共有についても解消できるとすると、相続人の遺産分割上の権利を害するおそれもある。そこで、改正民法は、共有物分割請求訴訟では遺産共有の解消をすることができないという従前の原則を基本的に維持したうえで（改正民法258条の2第1項）、「共有物の持分が相続財産に属する場合」すなわち、遺産共有と通常の共有が併存している場合については、相続開始から10年を経過したときは、その後提起した共有物分割訴訟によって遺産共有持分を含む共有物について分割することができるものとした（改正民法258条の2第2項本文）。

ただし、相続人に遺産分割を受ける機会を確保する観点から、①共有物分割の請求が行われた共有物の遺産共有持分について遺産分割の請求があり、かつ、②相続人が共有物の遺産共有持分について共有物分割の手続により分割することに異議の申し出をしたときは、共有物分割の手続で遺産共有を解消することはできないとした（改正民法258条の2第2項ただし書）。なお、この異議は、共同相続人が、共有物分割訴訟が係属する裁判所から通知を受けた日から2か月以内に申し出なければならない（改正民法258条の2第3項）。また、この異議を申し出ることができるのは、共有物分割訴訟を提起していない共同相続人に限られる。

①の遺産分割の請求は、共有物分割の訴え提起後になされたものでもよいが、②の異議の申し出をする時点で遺産分割の請求がなされている必要がある。

改正民法258条の2第2項ただし書の「異議」を申し立てるべきかどうかは、共有物分割訴訟の訴状を受け取った遺産共有の持分権者が、①遺産の総体につき、民法906条の基準に基づく分割を希望するか（具体的には、当該共有物以外に被相続人に遺産があるか）、②寄与分や特別受益を考慮した具体的相続分による遺産分割を希望するか、による。このうち、②が問題となるのは、改正民法258条の2第2項は相続開始から10年を経過してから適用されることから、改正民法904条の3第2号の「やむを得ない事由」がある場合に限られることになる（詳細は次号参照。ただし、改正民法施行後、改正民法904条の3の適用は令和10年3月31日まで猶予されるため（改正附則3条）、その間は上記②も検討することになる）。

3 所在等不明共有者の不動産の持分の取得・譲渡

(1) 所在等不明共有者の不動産の持分の取得

共有者の一部が不特定又は所在不明の場合には、共有不動産の利用が阻害され、共有物分割訴訟で共有関係を解消するためにも、所在等不明共有者について不在者財産管理人を選任するなど、手続上の負担は大きくなる。そこで、改正民法は、不動産の共有関係を円滑に解消する観点から、共有者の一部が申立人、所在等不明共有者を名宛人、それ以外の共有者を当事者とも名宛人とししない裁判により、所在等不明共有者の不動産の持分を他の共有者が取得できるという仕組みを新設した（改正民法262条の2）。

所在等不明共有者の持分に関し、他に分割請求事件が係属している場合には、その分割請求事件において共有者全員の下で適切な分割をすべきである。そこで、①所在等不明共有者の持分の取得の裁判の請求があった所在等不明共有者の持分に係る不動産について258条1項の規定による裁判による共有物分割の請求又は遺産分割の請求があり、かつ、②所在等不明共有者以外の共有者が所在等不明共有者の持分取得の裁判の請求を受けた裁判所にその裁判をすることについて異議がある旨の届出をしたときは、裁判所は、所在等不明共有者の持分の取得の裁判をすることはできないとされている（改正民法262条の2第2項）。

申立人である共有者が所在等不明共有者の持分を取得すると、所在等不明共有者は、その持分に代えて持分の時価相当額の支払請求権を取得する（改正民法262条の2第4項）。実際には、持分取得者は裁判所の命令を受けてその額の金銭を供託するため、その供託金の還付請求権を有することになる。

財産の時価を算定するに当たり、対象財産が共有持分であることが原因で需要が限定されることが予想される場合、当該財産の所有権全部が対象となっている場合に比較して減価修正されることを「共有減価」という。所在等不明共有者の持分の取得の裁判における時価相当額の支払請求権の額を算定する際、共有減価がされることが一般であるが、「所在等不明共有者の持分の取得の裁判をした結果、請求をした共有者が単独所有権を取得することになるケースでは、共有減価をする理由はないと解される*3」。

*3：村松秀樹＝大谷太・前掲135頁（注4）。

(2) 所在等不明共有者の不動産の持分の譲渡

共有者は自己の持分を譲渡できるが、共有物全体を売却するほうが得られる金額が大きくなるのが通常である。そこで、改正民法は、所在等不明共有者の持分を申立人である共有者が取得するというプロセスを経ずに、所在等不明共有者以外の共有者が所在等不明共有者の持分を含む不動産全体を直接第三者に譲渡して共有関係を解消する仕組みを用意した。すなわち、裁判所は、共有者の請求により、所在等不明共有者以外の共有者全員が特定の者に対してその有する不動産の持分の全部を譲渡することを停止条件として、所在等不明共有者の持分を当該特定の者に譲渡する権限を請求者に付与する旨の裁判をすることができる（改正民法262条の3）。

他の共有者が自己の持分を特定の第三者に譲渡することに同意しなければ、停止条件が成就せず、譲渡権限の付与の効力は生じない。また、不動産が譲渡されることで、持分を喪失した所在等不明共有者は、その持分に代えて、不動産全体の時価相当額を所在等不明共有者の持分に応じて案分した額の支払請求権を取得する（改正民法262条の3第3項）。

(3) 所在等不明共有者の持分の取得・譲渡に関する手続

改正民法262条の2の裁判や改正民法262条の3の裁判の手続は、非訟事件手続法が定めており、管轄裁判所は不動産の所在地を管轄する裁判所であること、裁判をするには、公告の実施や3か月以上の異議届出期間の経過、裁判所の供託命令に従って金銭の供託をすることが必要となる等の定めが置かれている（改正非訟87条、同88条）。

4 所在等不明相続人の不動産の持分の取得・譲渡

不動産を共同相続し、遺産共有している相続人の中に所在等不明の者がいる場合には不動産の共有関係の解消が困難になる。そこで、改正民法は、所在等不明相続人の遺産分割を受ける機会を確保する観点から、相続開始の時から10年を経過していることを要件として、所在等不明相続人の遺産共有持分についても、所在等不明共有者の持分の取得・譲渡の仕組みを利用できるものとした（改正民法262条の3第3項、同262条の2第2項）。

シンガーソングライター

半崎 美子 さん

「ショッピングモールの歌姫」「泣きの歌姫」の異名を持つシンガーソングライターの半崎美子さん。桑田佳祐氏がラジオ番組で称賛したことも注目された。聞く人の心に深く共感を呼ぶ楽曲が生まれる背景には、いろいろな思いを抱えた人々との交流があるという。メジャーデビュー曲「お弁当はこのうた～あなたへのお手紙～」は、NHK「みんなのうた」で放送された。他のアーティストへの楽曲提供や校歌、寮歌、自治体のテーマソングの制作などの幅広い活動、コロナ禍で考えたことなどをお聞きした。

聞き手・構成：佐藤 光子



——シンガーソングライターを目指そうと思われたのはどうしてですか。

高校の学園祭で歌を披露したのですが、そのときに優勝みたいな称号を初めていただいて歌に目覚め、そのまま大学に進みましたが、私は歌手になりたい、東京に行かなければならないという強い衝動にかられました。それで、大学をやめて上京しました。父が猛反対で、ほぼ家出同然に近く、上京してパン屋さんで住み込みで働きました。

——東京での歌手としての活動はどのようにはじめたのですか。

週に1日のお休みを利用して、『タウンページ』でレコード会社や事務所を調べて、自分のデモテープやMDを直接持ち込むみたいなことをやっていました。考える前に行動してしまうタイプなので、断られたらどうしよう、失敗したらどうしようという考えはありませんでした。

——ショッピングモールでも歌っていたのですよね。

2006年に初めてショッピングモールで歌いました。知人がショッピングモールでイベントの司会をしていて、その経緯で出演したんですけども、そのショッピングモールのライブというのが、自分の中で忘れられない経験だったんですね。

最初は、ショッピングモールだから、たくさんの人に聞いてもらえると楽観的に考えていたのですが、実際に歌ってみると、誰も足を止めないし、用意した席も埋まりませんでした。冷静に考えてみると、お客さんは音楽を聞きに来ているわけではないですし、お買い物やお食事に来られている方がほとんどなので、私の歌に足を止める方がまれであるということに気づきました。

ただ、そういう中でも、たった1人、立ち止まって私の歌を聞いて、最後に涙ながらにCDを買いに来てくれる方がいたのです。その出会いが忘れられなくて、ショッピングモールで歌いたいと思うようになりました。その後は、自分から歌わせてくださいという形で交渉して、少しずつ歌わせてもらう場所を開拓していきました。

「陰ナレ」という形で、パーティーションの中で自分で「それでは半崎美子さんのご登場です。拍手でお迎えてください」って言うってからステージに出ることを、よくやっていたんですけど、イベント前にアナウンスがあるだけで、人が「何だろう」というふうに、2階、3階に集まってくれるとか、実際にトライして学びながら、少しずつ歌を聞く人が集まってきてくれたなという感じでしたね。

— そこで固定ファンができたのでしょうか。

ほんの少しずつ増えてきました。ステージが終わった後に、その場でサイン会をして、そこでお客さまと対話をしていました。

ご自身の今背負っている問題とか、複雑な思いを抱えていたり、切実な気持ちを、私に打ち明けてくださる方がたくさんいました。歌う時間としては30分なんですけど、そこからサイン会をじっくりさせていただくというのが、ショッピングモールのライブでしたね。

— 半崎さんの歌を聞いて、自分のことと重ね合わせて考えるような感じなのでしょうか。

第三者である私にだからこそ打ち明けられるということがあるのかもしれませんが。親しい人にも話せないようなことを私に話してくださるというのは、歌の中でどこかで共鳴するものがあって、それが対話につながるのだと感じました。

ショッピングモールは、ある種のオープンなスペースであるということが、対話の時間としてよかったのかもしれません。私がステージでお客さまと向き合って会話して、お客さまは泣いていらっしゃって、私ももらい泣きしてしまい、一緒に泣き合っている。それを自分の番を待っている方が見ている。それだけで、内容は分からなくても、自分だけじゃないのだという、連帯が生まれていたように感じます。

なので、周りはずごくにぎやかで、皆さん買い物をされたりするんですけど、この空間だけはすごく特別な何かがあったのですよね。だから、自分の順番が来て

私の前に来てくれただけで、もうすでに心が開かれているような状態にあるような感じでした。

上京した当時というのは根拠のない自信で、「私の歌聞いてください」みたいな発信タイプだったのですけれど、ショッピングモールで歌い始めるようになって、受信の大切さにも気づきました。

— その当時のショッピングモールでも、全部自分で制作した歌を歌っているわけですよね。『うた弁』というアルバムがロングヒットになっていますが、その中に入っている歌も歌っていたのですか。

『サクラ～卒業できなかった君へ～』もそうですし、『稲穂』とかもそうですね。歌っていましたね。

— 作曲はどのようになされているのでしょうか。

スタジオに入ってピアノに向かったときに、折りにふれてわっと何か思いがあふれて歌になるという感じなんです。それはサイン会でさまざまな方たちと対話をしたり、お手紙を本当にたくさんいただいて、そういう方たちの思いや言葉、涙というのが自分の中に降り積もっていて、流れずにとどまっているものがあるのです。それがあつた時、わっとあふれて歌になる。自分が書いているのですが、誰かの思いを私というフィルターを通して、歌にしている。だから、自分の思いを書いているのではなくて、誰かに託された思いを歌にしているという感覚がすごくあります。ショッピングモールでの活動で自分の心の在り方が、かなり変化したと思います。楽曲が生まれるたびに、誰かの思いを歌にすることが自分の自己表現なのかもしれないというふうに思っています。

— こういう曲を書いてほしいというようなお手紙も来るのでしょうか。

書いてほしいということではなくて、単純にご自身が現在抱えている苦しみとか悲しみとか、いろいろな思いが綴られていて、そういったお手紙をたくさんいただきました。言葉にするとか文字にするのは、すごく

エネルギーのいることですから、もうそれは本当にありがたい気持ちでいつも読ませていただいています。

—— 上京して17年間、いろいろ活動された後にメジャーデビューされますが、その間、歌手をやめようと思ったことはなかったのでしょうか。

17年間、自分の中では1日も無駄な日がなかったと思っていますし、必要な17年だったと思っています。上京してすぐにデビューしていたら、これまでのような出会いや歌も確実に生まれてないです。だから、下積みという感覚がまるでなく、大変なことはいっぱいあったのですが、かけがえのない時間だったと思っています。

—— メジャーデビューで、歌手活動が大きく変わったことはありますか。

環境は、確かにすごく変わったのですが、心境はそんなに変わっていません。ただ、私の場合はショッピングモールで歌うということで、直接目に見える変化があり、その景色の違いに驚きました。自分が入った時点で2階、3階まで既に人が集まっている光景が信じられなかったですし、私の歌を、もう口ずさんでいる方もいるということが驚きでしたね。

—— 今は、ショッピングモール以外に、どのような活動をされていますでしょうか。

ショッピングモールとコンサートと、あとは学校公演や施設に歌いに行くことも大事に続けています。コンサートは5周年記念コンサートが先日ファイナルを迎えました。デビューしてから突き進んでいた3年と、まさにコロナ禍でいろいろな歩みをストップするという2年で、すごく振り幅がありました。

—— コロナ禍で歌手活動に影響はありましたか。

8カ月はコンサートもできなかつたです。楽曲を提供するという活動はできたのですが、私の場合は直接歌を届けるということをとっても大事にしてきたの

で、歯がゆい気持ちはありました。この2年間で立ち止まるということを経験して、その経験をテーマに制作したのが『うた弁3』というアルバムです。

『うた弁3』の1曲目に「地球へ」という曲を収録しているんですけど、本田美奈子さんが生前に残された散文がいくつかあって、そこから思いを受け取って自分なりに書いた歌で、その曲も収録されています。

—— 他の歌手の方とのコラボもあるのですか。

森山直太朗さんに楽曲を提供していただいた『蜉蝣のうた』という曲がありますし収録されています。天童よしみさんへは『大阪恋時雨』という曲を提供し、紅白歌合戦で歌っていただきました。

—— 自治体のお仕事をされることもあるそうですね。

母が利尻島出身で、利尻富士町開町140年記念の『ふるさと利尻島』という曲を書かせていただいてフェリーでも流れています。北海道恵庭市で開催したガーデンフェスタのテーマ曲を作ったりもしています。

—— 学校関係の曲も制作していますね。

もともと学校公演によく行っていたというのもあるのかもしれないです。これまで校歌や、寮歌の制作をしましたが、校歌はずっと歌い継がれるものなので、その大切な校歌を私に託してくださったことがとてもありがたく、実際に何度も足を運んで生徒さん、先生たちと対話をしながら書いています。

—— 夜間中学の校歌も制作されていますね。

夜間中学は、70代、80代の方や、海外の方など、経済的な理由、健康問題などさまざまな理由で義務教育を受けられず、文字の読み書きができなくて大変苦労された生徒さんが通われていて、その生徒さんにお会いしたり、生徒さんを熱心にサポートしている先生方ともお会いしました。

生徒さんは、皆さん文集や手記を書かれていて、ご自身の半生が書かれていて、特別な光が宿っていたん

ですね。単純に文字が書けるようになったから書いたというだけではない、ご自身のさまざまな過去、人に言えなかったことを学校生活の中でやっと思えるようになったという意味合いがすごく強いものだったんですよ。それを見たときに、私が主人公の物語を綴るとか紡ぐということを、この学校の校歌に入れたいと思って、『私の物語』という校歌を作りました。学校生活の中で校歌が伴走するような存在であつたらと思いましたが、この校歌をきっかけに、夜間中学校の存在を必要な人に知ってもらえるかとも思いました。

— 学校の寮歌も制作されていますね。

在学中に亡くなった生徒さんがいて、卒業式のときにみんなで一緒に思いを送りたいということで、『サクラ～卒業できなかった君へ～』という曲を歌ってほしいというのが当初の依頼でしたが、そこから寮歌を作ってほしいという話になり、寮の生徒さんや寮母さんにお話を聞いたりして制作しました。寮では、毎朝、寮歌が流れているようです。

— 学校関係の曲は今後も制作していきたいですか。

自分の歌が自分よりも長生きしてほしいという思いもすごく強いで、歌い継がれる楽曲として、校歌などには今後も取り組みたいと思っています。私の曲で、小中学校の教材用に掲載されている曲は既にあるのですが、自分の曲が教科書に掲載されるのが私の夢です。

— 今後やってみたい活動はありますか。

コロナ禍で中断されていたショッピングモールのライブを再開したいです。自分にとっては、すごく生きがいが必要不可欠な時間です。あとは各地を回って、直接歌を届けることを続けていきたいです。全国ツアーもしていますし、毎年いくつかの学校の卒業式にも歌いに行っています。

学校公演はずっと続けていきたいですね。子供たちとの合唱も、できなくなった時期もあったのですが、

自分の歌を歌ってくれる学校が少しずつ増えてきて、一緒に歌ったりするというのは、すごく自分の中で大きな喜びです。

— 『うた弁3』は、「コロナ禍を経て、立ち止まる」をテーマに制作したそうですが、どのようなことをイメージして作ったのですか。

テーマを集約したのが『足並み』という曲なのですが、悲しみや苦しみの中において、そこから1歩も動けずに立ち止まらざるを得なかった、そういう方に私自身がたくさん出会ってきて、その方たちの生き方とか言葉を思い出したんですね。『足並み』という曲は、そういう今立ち止まっている方たちとはぐれないように歌い続けたいという、自分の強い意志を込めました。

— 弁護士や弁護士会に期待することはありますか。

私にお手紙をくださる方や、お話ししていただく方で、弁護士と接点のある方というのはたくさんいらっしゃいました。弁護士には、声なき声、小さな声を受け取る人であってほしい、一番弱い立場の方にとっての一番の味方であってほしいという願いがあります。声なき声というのは、亡くなった方たちの思いだったり、声というのも含めて。職業だったとしても、最後には1人の人間として誠実に向き合ってくれる方であってほしいと思います。

当事者の方の希望通りに物事が進んだとしても、本当の意味での解決って、なかなかないと思うんですよ。ただ、その過程で真摯に寄り添ってくれる方がいたら、それがすごく救いになるなというふうに思います。

プロフィール はんざき・よしこ

北海道出身のシンガーソングライター。17年の下積みを経て2017年にメジャーデビュー。「ショッピングモールの歌姫」として話題となり『情熱大陸』の出演で反響を呼ぶ。NHKみんなのうた「お弁当ばこのうた～あなたへのお手紙～」や「サクラ～卒業できなかった君へ～」などの楽曲がロングヒットとなる。

2023 年度会長就任にあたって 夢の実現に向けて未来へチャレンジする

東京弁護士会会長 松田 純一

当会は、①質量ともに充実した多種多様な人権擁護活動を展開してきました。②社会のオピニオンリーダーとしての役割も果たしてきました。③一人事務所が約20%と少人数規模の事務所で活躍する会員が多い一方、組織内・企業内で活躍する会員も多数います。これが当会の多種多様な活動の源泉となっています。2015年の国連サミットで加盟国の全会一致を見た「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された国際目標SDGsは、ようやく社会に浸透して来ましたが、実はこれまで当会・日弁連が地道に取り組んで来た内容であり、さらにSDGsの具現化を推し進めていくべきだと考えます。これが魅力的な当会を21世紀にふさわしい形で発展させることにもなると思います。

今、大きな社会経済構造の変化と科学技術の発展に直面し、当会も会員も将来予測が困難になっています。この不確実性が高い時代を乗り越えて、当会と会員がその魅力を発信し続けられるように会員の皆様と意見交換を重ね、可能なものから実現に向けて一歩踏み出したいと考えています。これをリードするのは広い意味でIT化であり、これによって業務効率化と経費削減も図れると考えます。

当会は、会員から見て頼りがいのあるものでなければなりません。弁護士自治を守り、不祥事対策について対応するとともに非弁業際問題にも取り組みます。また、弁護士活動に対する業務妨害にはこれまでのノウハウの蓄積

を活かしながら毅然と対応することが必要であり、各弁護士会とも情報共有していきたいと思います。IT化の進行に伴い情報セキュリティについても当会及び会員は対応しなければなりません。当会は一人事務所・少人数規模の事務所が少なくありません。当会として細やかに解説・研修を加えるなどタイムリーな情報提供が必要です。災害対策についても検討を深めて参ります。まさに、就業環境について、当会が会員に対して必要なサポートを尽くすべく、内容・方法の検討を深めて参ります。

当会は、未来を構成する若手会員、さらには法律を学ぼうか迷っている学生にも、その魅力を発信して参ります。弁護士の活動領域の深耕が進み、また、新たな活躍の場が開拓するなどの会員の努力は、人権擁護活動の多様性と相まって、当会の多様性を増幅させてくれるはずで。まさにダイバーシティ&インクルージョンの考え方です。対外的にもオピニオンリーダーとしての存在感を増すはずで。

私は、この魅力あふれる当会が、この時代の変化に即応して、輝きを増していくために全力で取り組んで参ります。幸いにして、執行部を構成する副会長の皆様はいずれも業績に裏打ちされた見識のある方ばかりであり、関係各所のご意見に耳を傾けながら、現場対応に奮闘する当会職員の方々と力を合わせて、1年間全力疾走したいと思います。どうぞ宜しくお願いいたします。

2023年度の役員に
誌上インタビューを行いました。
1年間よろしくお願いたします。

質
問

- ① 一番関心のあることは何ですか？
- ② 一番大切にしていることは何ですか？
- ③ 長所・短所、趣味は何ですか？
- ④ 座右の銘は何ですか？

未来へ向けてチャレンジする

会長 松田 純一 (45期)



- ① 当会と会員が一緒になって未来に向けてチャレンジする、その後押しをさせていただきたいので、目下の関心はそのための内容・方法の確認と一歩踏み出すことです。
- ② 当会の魅力は多種多様な活動とそれを支える独立心だと思います。それだけにその多種多様なご意見に耳を傾けることとその立場を尊重することです。
- ③ 短所だらけですがあえて言えばあまり怒らないことが長所でしょうか。趣味は身体を動かすことと新しいことに好奇心を示すことです。
- ④ 創夢 私の造語ですが、夢は自然発生的に与えられるものではなく、一生懸命創るものだと考えています。

頼りがいのある弁護士会を

副会長 近藤 健太 (48期)



- ① 弁護士・弁護士会が市民にとって頼りがいのある存在であり続けること。また、弁護士会が会員にとって頼りがいのある存在であり続けること。
- ② 苦しい時や辛い時も楽しく。楽しい時はより楽しく。
- ③ 長所：仕事を抱え込まず球離れが良い
短所：球離れが良すぎてタメを作れないことがある
趣味：スポーツ観戦
- ④ 「萌え出づる春も冬あらばこそ」
私が高校生のころ、とあるリリーフエースの色紙の言葉だったと記憶しています。

東京弁護士会のサービスを活用しましょう

副会長 黒崎 隆 (50期)



- ① すべての人が個性を尊重されてその人なりの充実した生活を送ることができるような社会になること、社会の隅々までバリアフリー化が加速すること、失敗しても再チャレンジが可能な社会になること、弁護士の平均所得が増加すること、会員に「東弁に所属して悪くないじゃん」と思ってもらうこと。
- ② ズバリ、チャレンジ精神です。
- ③ 長所はおおらか、ポジティブ、強面だけど実は温厚な性格。短所は大雑把、飽きやすい、強面だけど実はびびりがち。趣味はいろいろあります。囲碁、ブルース、お酒、一中節、車いすのまま乗れるハーレーダビッドソンでツーリング（予定）などです。
- ④ 「自分の運命に盾を突け」 By 岡本太郎
「全ての行いは因果応報。責任と覚悟と希望を持つ。」 By 空海

危機感を力に

副会長 山下 紫 (50期)



- ① 個別の分野でいえば災害法制の改善や災害時自治体との連携。全体的なことではAIやITの現状。これらの技術の進歩の早さは、旧態依然とした自身の仕事を振り返って危機感を覚える程です。容易なことではありませんが、時代と共に、法律もそれを扱う我々の仕事も不断の見直しが必要だと感じています。
- ② 誠実であること。変化を恐れないこと（本当は怖いから）。
- ③ 長所は忍耐強いところ。短所はせかせかして合理的でどんぶり勘定なところ。
趣味といえる程のものは特になのですが、好きなことといえば筋トレ（30年以上続いています！）とおしゃれをすること。苦手故に、かつてはボイトレ、今はゴルフと英会話を習っています。
- ④ 「死にゃしない」。私の父（22期）の口癖です（笑）。

未来へつながる弁護士会に

副会長 山本 昌平 (50期)



- ① 法曹志望者、特に弁護士の志望者を増やすために、弁護士の魅力・役割・やりがいなどをどうやって発信し、伝えていくかということ、また、法の支配の意義・重要性について改めて関心をもっています。
- ② ひとつひとつのことに誠実に精一杯取り組むこと
- ③ 長所：先入観をもたないで誰とでも公平にフラットに接することができ人に対して好き嫌いが基本的にないこと
短所：気にしすぎること
趣味：歴史の探求、MLBのTV観戦、テニスです。
- ④ 座右の銘ではありませんが、「いつも周りに感謝すること」です。

平和と人権を支える弁護士会

副会長 鈴木 敦士 (51期)



- ① 治安維持法下で自由を求めて闘った人々の手記を見ると、とても自分にはできないと思います。また、戦乱の世の中で、弁護士が経済基盤を安定させるのは難しいと思います。そのため、平和と人権が護られる世の中を維持していきたいと思います。
- ② 専門性と継続性。専門家の話は、うのみにすべきではないですが、よく聞いて参考にし、長く続けていることはそれなりに理由があつてのことなので敬意を払うべきと思います。
- ③ 長所はあまりないですが、短所は、短気で協調性がなく集団行動が苦手なことです。
趣味は、旅行で神社仏閣その他古い建物を見て回るのが好きですが、当面時間がなさそうです。
- ④ 「明けない夜はない」。辛いことがあってもいつかは終わると思って頑張るか、じっとしてやり過ごすかはその時によります。

弁護士の活躍を支える東京弁護士会

副会長 島 由幸 (51期)



- ① 自分が弁護士を目指した頃と比べると、いろいろな分野で、いろいろなものが大きく変わってきました。その変化の大きな波にもう一度乗ってみたいです。
- ② 自分が正しいと考えることをすること、そして他人に優しくあり続けることです。
- ③ 長所は、明るいことと物事を論理的に考えられるところだと思います。短所は、人見知りなので、相手がどのような人か分かるまで様子見をするところです。そのために、最初は、必ずとっつきにくいと言われる。趣味は、うどん屋巡りとゴルフです。
- ④ 座右の銘とは言えないかもしれませんが、あえて言うなら「遅しかなければ生きていけない。優しくなければ生きていく資格がない。」です。

1 年間倦まず弛まず

監事 遠藤 賢治 (50 期)



- ① 弁護士の仕事は、近い将来AIによって代替されることはないとの予想のようですが、今後業務にどんな影響を与えるのか気に掛かります。最善の方針や裁判の勝敗の予想についてAIの助けを借りるような時代が来るのでしょうか。弁護士の存在意義が問われかねません。まあ、その頃まで仕事をしているとは思えないので杞憂とは思いますが。
- ② 仕事、とくにその失敗を引きずらないよう

- にすること。
- ③ 長所はノンキなところ、短所は書き切れませんが、とりあえず、飽きっぽいところです。趣味は、海外旅行（現地に行ってからホテルや予定を決めるような旅）が好きでしたが、今は読書、とくにノンフィクションが好きです。
- ④ まさかの時の友こそ真の友。そういう人になりたいという願望です。

新時代も人を笑顔にする活動を

監事 坏 由美子 (53 期)



- ① 当会における時間（活動）とお金（財政）の両立
縁の下の力持ちとなるべく、会員・職員さんから真摯に学び、楽しく交流すること
- ② 各自の多面的な時間の尊重
（時間＝命の一刻だから）
業務へ自分ならではの+αの工夫をすること
- ③ 長所：プラス思考×集中×周囲を見渡す
短所：全集中しすぎてお迎え等忘れる
周囲を見渡し勝手に疲弊 など

- 趣味：旅（出張講演後の一人旅）、乗り鉄（但し軽度）
絵画・音楽鑑賞（今は二男とお家カラオケどまり…。長男妊娠時に弁護士有志で歌った第九、楽しかったです！）
- ④ 一期一会
Your Time Is Limited, So Don't Waste It Living Someone Else's Life（スティーブ・ジョブズ）



第17回 市民まつりは市民のものです 市民まつり出店拒否事件

人権擁護委員会委員 佃 克彦 (45期)

1 事案の概要

「国分寺まつり」は、国分寺市が500万円近い補助金を出して後援をし、毎年秋に都立武蔵国分寺公園で開かれている市民まつりである。このまつりは、市民から成る「国分寺まつり実行委員会」の主催だが、その事務は、市庁舎内で市職員が行なっている。

このまつりに毎年出店してきた3つの市民団体（『国分寺9条の会』・『ちょっとまって原発の会』・『Bye-Bye 原発／国分寺の会』）は、2014年7月、その年の秋に開催される第31回のまつりへの参加申込みをしたが、翌8月、実行委から、「貴団体の出店内容は、政治的な意味合いを持つと認められる」との理由で参加を認められなかった。

本件は、かかる参加拒否により表現の自由等を侵害されたとして3団体の人たちが人権救済申立をしたものである。

2 出店拒否の遠因

この参加拒否の背景として、前年の“第30回”のまつりの後に、市議会で某議員から、3団体の出店につき、「原発反対という考え方に偏っており、補助金支出の対象としてふさわしくない」「憲法9条に関わるブースもある」等と参加を問題視する質問があった。

この質問に対し副市長は「指摘の趣旨に沿う対応を検討する」旨の答弁をし、果たしてその後、第31回のまつりの要項に、「政治的・宗教的な意味合いのあるもの」を参加不可とする条項が追加され、この要項を根拠に3団体は参加拒否をされたのである。

3 人権侵害性

市はこのまつりに多額の補助金を出しており、まつりの会場の都立公園も市が費用負担して都から借

りたものであり、また、実行委の事務も市庁舎で市職員が行なっているのが実態であり、とすると、このまつりの空間は、市が主体的に関与をして市民の集まる場を作り出したものであって、一種のパブリック・フォーラム（PF）として表現の自由の保障が強く及ぶといえる。また実行委は、その事務を市庁舎で市職員が担ってくれるという特権的な地位を与えられており、市民の集まりではあっても公共性が極めて強い。

以上をふまえると、3団体の申込みに対し、「政治的な意味合いを持つ」との理由で参加を認めなかった実行委の行為は、他の基本的人権が侵害される危険がないにも拘わらず3団体の表現の自由の行使を認めないものであり、3団体の表現の自由を侵害するものといわざるを得ない。また、かように実行委が市民の表現の自由を侵害している場合、このPFを実現した市としては、3団体の出店を認めるよう実行委に働きかけるべきであり、それにも拘わらず参加拒否という実行委の対応を黙認した市も、3団体の表現の自由を侵害しているといえる。

4 当会の対応とその後

よって当会は、参加拒否の翌年の“第33回”の実行委に対し、市民からの出店申込みにつき「政治的な意味合いを持つ」との理由で参加を拒むことのないよう要望し、また、市に対し、実行委が「政治的な意味合いを持つ」との理由でまつりへの参加を拒むことがないよう適切に働きかけることを要望した。

その後、第33回の実行委も3団体の参加を認めなかったが、その翌年の第34回の実行委は3団体の参加を認め、かくして当会の要望は一定の効果があったものとなった。

東弁今昔物語 ～150周年を目指して～

第15回 (旧々)弁護士会館の建設

司法改革総合センター委員・東京弁護士会歴史研究会 田中 みどり (47期)

1 用地の手当て

全国の弁護士会と同様、裁判所の建物の一部の間借り生活をしていた東京弁護士会は、明治32年頃から、独自の会館建設計画を模索していました。

明治34年に、司法大臣に司法省管轄の裁判所構内敷地借用を申し入れたところ、「指定した場所(乙地区)に限り、一定の条件で使用することができる」との回答を得ました。

その条件とは、①使用地は旧弁護士会館のあたりの約200坪、②乙地区と裁判所建物敷地(甲地区)を区別するために相当の門を設置すること、③道路を新設して井戸を埋め立て、板塀及び下水溝を設置すること、④建物の構造は煉瓦造りもしくは木造ペンキ塗りに限り、建物配置図が出来次第、その位置について協議すること、⑤使用期限は15年以内とするが、期限内であっても裁判所が必要とする場合には、建物を取り払って土地を返還すること、などでした。

そして、明治36年に東京府知事から、司法省用地のうち252坪を使用期間10年、貸付料無償という条件で使用許可を得ることができました。

2 建築資金の手当て

明治36年5月開催の通常総会において、会の財務の節約に励みつつ、本来の会費80銭を1円に増額して、1年間で1000円、5年間で5000円を建築費用のために積み立てること、寄付金なども募集して、建築予算(約1万3000円)を用意の上で建築着手することを決議しました。

そして、その後に設置された建築委員会は、明治40年に、建築予算を2万円に増額して、寄付金をさらに広範囲に募集することを決めました。

しかし、当時の会内対立は大変厳しく、また、会館建設により会費値上げを招く結果となったため、会館建設自体が通常総会で否決されることも、何回かあったようです。

3 工事設計

建物の設計は、辰野金吾工学博士に委嘱しました。

辰野は、工部大学校(現・東大工学部)の第1期生として、政府が招いたイギリスの建築家ジョサイア・コンドルから建築を学びました。明治13年には、官費留学生としてロンドンに留学し、明治16年に帰国後は、日本銀行本店、東京駅丸の内駅舎、大阪市中央公会堂(中之島公会堂)など、美しさだけでなく耐震性も重視した数々の有名建築を手がけ、「日本近代建築の父」とも呼ばれています。

4 建物完成

明治43年12月25日に1階95坪8合、2階91坪5合の木造漆喰質洋型の会館が完成しました。

1階は、応接室・囲碁室・食堂・控室、2階は、理事者室・事務所・会議室にあてられ、建築費総額2万5000円のうち5200円は寄付金、1300円は会費の一部積立、1万5000円は前年度からの繰越金を流用、残りは借入金で賄いました。

明治44年1月22日の会館落成式は、司法省、大審院、東京控訴院、東京地方裁判所、行政裁判所より合計218名の来賓、会員264名の出席を得て盛大に行われ、「多数の美妓が興を添えた」と伝えられています。

5 その後

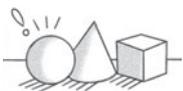
会館ができたことで、会員の集合も頻繁になり、会員から、球戯場新設の要望も出たので、新たに木造2階建て延床面積42坪の図書館を建造して、その階下を球戯場にすることにしました。こうして、会館は、会員の利便と修養の場としての機能も有するようになりました。

とはいえ、会員の増加に伴い、次第に手狭となり、大正13年に改築されました。このときに設計を依頼したのは、東京帝国大学工科大学建築学科において辰野のもとで学んだ森山松之助でした。



東京弁護士会館 明治43年12月落成

役立つ！ 会務活動



vol.5

スポーツと法律の架け橋

会員 飯嶋 太郎 (73期)

1 スポーツ法

スポーツ法とは、「スポーツに関する法」である。

では、「スポーツ」とは何か？ 残念ながらこれを定義した現行法は存在しない。

これだけ曖昧な法分野であるからこそ、様々な問題が積み残り、その問題が浮き彫りになった昨今、専門家集団（スポーツロイヤーズ）の存在意義が高まっている。

2 スポーツ法検討プロジェクトチーム (PT)*1

スポーツ法検討PTは当会所属のスポーツロイヤーズで構成される。スポーツニュースの検討とスポーツ判例研究を基本的な活動とし、不定期で外部講師を招き、講演会を実施している。ニュース検討では発表担当者が興味・関心を持ったニュースをピックアップし、法的な問題点や疑問点等を議論する。一見法律とは関係がなさそうなテーマであっても、様々な角度から議論を進める中で、複数の法的問題をはらんでいることが明らかになる。判例研究ではスポーツに関連する判例を探究するが、当該訴訟では争点化されていないような派生的な事項にまで踏み込んで議論をするため、知見が深まる。いずれもスポーツ法に造詣の深い会員（熟練スポーツ

ロイヤー）が議論を先導し、中身を深く掘り下げため、若手会員の私（新米スポーツロイヤー）にとっては参加するたびに新たな発見があり、刺激的である。

また、スポーツの分野において第一線で活躍されている選手、指導者といった外部講師の方々の講演は目からうろこの連続である。同じスポーツに携わる者とはいえ、異なる分野を専門としている方の視点や指摘は鋭く、これまた刺激的である。



トラックから見上げる走高跳のバーと青空

3 スポーツロイヤー

私自身は選手として、また指導者としてスポーツに熱中した時代を経て、弁護士としてスポーツに携わっている。スポーツと法律は遠いようで非常に密接な分野である。スポーツと法律とをつなぐ架け橋としてのスポーツロイヤーが、スポーツ法検討PTから生まれ、そして成長していく。

*1：スポーツ法検討PTは弁護士業務改革委員会内のプロジェクトチームです。



こちらから読んでね

桜と LIBRA



消費者問題の最前線

第6回 決済手段と加盟店管理義務

消費者問題特別委員会委員 山口 諒 (68期)

1 はじめに

消費者が利用する決済手段が近年多様化しています。これら決済手段を利用する店舗から受けた被害を解決するに当たって、個別信用購入あっせんを中心に発展した「決済手段を提供する事業者がその決済手段を利用する店舗の販売方法を管理すべきという考え方」が参考になると考えられます。そこで本稿では、上記考え方の前提となる個別信用購入あっせんの仕組み(①)、上記考えを用いる場面(加盟店管理義務を主張する必要性)(②)、関連する裁判例(③)を順に説明していききたいと思います。

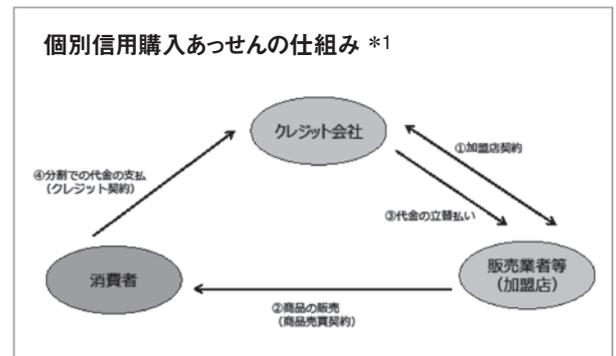
2 個別信用購入あっせんの仕組み(①)

割賦販売法上の個別信用購入あっせん(割賦販売法2条4項)とは、高額な買い物をする際に利用するいわゆるショッピングクレジットのことを指し、個別クレジットと呼称されることもあります。

この決済手段を提供する信販会社(クレジット会社)は、これを利用する店舗との間で加盟店契約を締結します(以下決済手段を利用する店舗を「加盟店」といいます)。また消費者は、同決済手段を利用するために、支払時に信販会社との間で立替払契約を締結します。そして消費者が立替払契約を利用し商品代金を支払うと、加盟店は、信販会社から加盟店契約に基づき、手数料を控除された代金を得ます。

上記仕組みのうち、決済手段を提供する事業者(以下「決済業者」といいます)が加盟店との間で契

約を締結すること、及び、決済業者が決済手段の利用により手数料収入を得るといった関係性は、個別信用購入あっせん以外の決済手段にもみられます。



3 加盟店管理義務を主張する必要性(②)

上記で論じた加盟店の中には悪質な加盟店が存在し、消費者を欺罔するなどして、決済手段を用いさせ契約を締結することがあります。このような悪質な加盟店に対して契約の取消し、解除等を主張し責任追及を行うことが考えられます。しかし加盟店に十分な資力がない場合等には、加盟店に対する責任追及では十分に被害回復を行えません。この場合に、決済業者が加盟店と契約を締結し加盟店を監督できる立場にあること、及び加盟店に決済手段を利用させ手数料収入を得ていること等から、決済業者には民事上加盟店の販売方法を管理すべき義務があるとしてその義務違反について、決済業者に不法行為または債務不履行に基づく損害賠償請求等を行うことがあります(以下では上記義務を「加盟店管理義務」といいます)*2。以下では、加盟店管理義務に関連する裁判例を見ていききたいと思います。

*1：経済産業省商務・サービスグループ商取引監督課「割賦販売法(後払信用)の概要」2021年6月

*2：加盟店管理義務は、個別信用購入あっせんにおいて信義則上割賦販売法の規定の適用が問題となる場面(福岡地裁平成20年9月19日判決(消費者法ニュース79号324頁)等)や、個別信用購入あっせんにおいて消費者が割賦販売法の適用がない立替払契約で信義則上抗弁の接続を主張する場面(大阪地裁平成18年9月29日判決(消費者法ニュース71号178頁))でも主張されることがあります。

4 裁判例 (③)

(1) 静岡地裁浜松支部平成17年7月11日判決 (判時1915号88頁)

まず個別信用購入あっせんにおいて加盟店管理義務を認めたといえる静岡地裁浜松支部平成17年7月11日判決が存在します。同判決は、割賦販売法の規定、経済産業省の行政指導等から「加盟店調査管理義務」(加盟店の商品の販売方法に不審な点がないか慎重に判断する義務等)の存在を認めました。そして信販会社が「加盟店調査管理義務に違反したことにつき、重大な落ち度があった場合には、信販会社が行っている立替払契約により悪質な販売業者の不適正な販売行為を助長する結果に結びついてしまい、しかも、それが個々の消費者の被害によって信販会社が経済的利益を得るといった結果となること」と信販会社と加盟店の関係性に着目し、民事上「加盟店調査管理義務に違反したことにつき、重大な落ち度があった場合」に消費者との関係で不法行為責任が成立するとし、信販会社の不法行為責任を認めました。

(2) 大阪地裁平成24年7月27日判決 (判タ1398号159頁)

次に消費者が一般的に利用する決済手段ではないものの、(提携)リース契約に関する大阪地裁平成24年7月27日判決が加盟店管理義務を主張するうえで参考となります。(提携)リース契約では割賦販売法のような特別な法規制がないものの、同判決は、リース会社(信販会社と同様の立場にある会社)とその販売店(加盟店と同様の立場にある会社)が密接な協力関係にあり、かつ、顧客とのリース契約が増えると双方の利益も増加する関係にあること等から、「提携販売店とリース会社との関係、提携販売店のリース契約締結手続への関与の内容及び程度、

提携販売店の不法行為についてのリース会社の認識又は認識可能性の有無及び程度等に照らし、リース会社が提携販売店の違法行為を知り、又は知り得たにもかかわらず漫然と顧客とリース契約を締結したというような特段の事情が認められる場合には、リース会社は、提携販売店に違法な営業活動がないかを調査し、必要に応じて、両者の法律関係及び経済的影響力に応じた指導・監督をすべき注意義務があったものとして、不法行為責任を負う」と判示し、当該事案の具体的事情から注意義務及びその違反を認め、リース会社に対する不法行為に基づく損害賠償請求を認容しました。

5 総括

上記裁判例は、決済業者等と加盟店の関係性、業法、通達、同種被害の発生状況等から、決済手段等を提供する事業者が民事上加盟店の販売方法を調査、管理すべき義務及びその違反があるとして、不法行為責任が成立することを認めました。なお電子マネー(資金決済法上の前払式支払手段)に関する裁判例でも、加盟店への対応や確認を怠った一定の場合に損害賠償責任を認める判断枠組みが示されています(東京高裁平成28年2月4日判決(消費者法ニュース113号284頁))。

上記で挙げた決済手段等以外においても、決済業者が加盟店と加盟店契約を締結し収入を得る基本的な関係性は異ならないと考えられます。ですので、多様化した決済手段における消費者被害を解決するに当たっても、上記決済業者と加盟店の関係性、業法、通達などを根拠に、決済業者が加盟店の販売方法を管理すべき義務の違反により不法行為または債務不履行責任を負うと主張し、被害回復を図っていくことが考えられます*3。

*3: クレジットカード(割賦販売法上の包括信用購入あっせん)については、平成28年同法改正前の事案ですが、イシュー(カード発行会社)に一定の場合に購入者と加盟店との間のトラブルの有無や内容の状況を確認調査する等して、むやみに購入者が不利益を被ることのないように協力すべき信義則上の義務を認めた東京地裁平成21年10月2日判決(消費者法ニュース84号211頁)が存在します。また現行の割賦販売法には、アクワイアラー(加盟店管理会社)に、顧客から苦情があった場合などに加盟店に調査義務を課す業法上の規定が存在します。

わたしの修習時代

紀尾井町：1948－70

湯島：1971－93

和光：1994－

51期(1997/平成9年)

育てていただき、心から感謝！

会員 鈴木 潤子 (51期)

私は、1997年4月から1999年3月までの2年間、51期生として修習生活を送った。当時の修習のカリキュラムは緩やかであり、特に前期修習は、クラス対抗のスポーツ大会やソフトボール大会、寮祭や見学旅行等、課外イベントも多かった。飲み会も多かった。カラオケボックスで、刑裁教官のリクエストに応じて、教官のお得意ソング「およげ！たいやきくん」に合わせてシュールなダンスをしたのも今となっては良い思い出だ。お調子者で、楽しいことばかりに目が行きがちな私を、見捨てずに根気よく指導してくださった指導教官の方々には、心から感謝している。

実務修習では、浦和修習（現在の埼玉修習）に配属された。人数は23人、3班に分かれて1班8人だったので、少人数での指導を受けることができた。

弁護修習には、本当に楽しい思い出しかない。私が配属された事務所は、労働事件、刑事事件を多く取り扱っており、弁護団事件も多かった。弁護団会議には何度か参加したが、毎回その熱量に圧倒されっぱなしだった。また、浦和弁護士会（現在の埼玉弁護士会）は、1995年に高野隆弁護士（現第二東京弁護士会）が「ミランダの会」を立ち上げるなど、刑事弁護に熱心な土地柄であった。私の配属事務所にも「ミランダの会」所属の弁護士がおられ、刑事弁護についての様々な話を聞くことができた。実際に、否認事件の接見や勾留理

由開示手続等、多数の貴重な体験もしたが、刑事弁護の厳しさも目の当たりにした。

秋には下関で行われた人権大会にまで連れて行っていただいたのだが、よく考えると、私が人権大会でシンポジウムにきちんと出席したのは、後にも先にも（いや、先にはあるかもしれないが）、この時だけかもしれない。

弁護修習の後は裁判修習だった。刑裁修習では、部長が、弁護活動について、私が指導を受けた弁護士の方々とは異なる考えを持っており、その歯に衣着せぬ意見はなかなか衝撃的であった。しかし、他方、修習生に対して、ここまで赤裸々に話をしてくださいということ、非常にありがたくもあった。また、民事、刑事いずれの裁判修習でも、左陪席の方々には、兄貴分のような形で、よく遊んでいただいた。

検察修習では、自白事件しか担当しなかったのだが、どうしても自分の組み立てたストーリーに誘導しがちになり、取り調べの難しさを思い知った。

今回、この原稿を書くにあたり、こうやって修習時代を振り返ると、いかに自分が先輩方に手厚く指導していただいたのかを実感する。

改めて、指導して下さった研修所の教官、指導担当の弁護士、裁判官、検察官の方々に心より感謝を申し上げるとともに、そのような指導に値する自分でありたいと切に思う次第である。

新人弁護士と弁護士会照会

会員 梶本 真帆

1 初めての弁護士会照会

当学生会報LIBRAの読者のうち、法曹の関係者ではない読者の皆様、弁護士法23条の2に基づく照会制度（以下「弁護士会照会」という）をご存じだろうか？

弁護士会照会とは、弁護士法23条の2に基づき、弁護士が官公庁や企業などの団体に対して行う照会制度である。日々多くの弁護士が弁護士会館6階の当会受付に向かい、弁護士会照会を申し立てていることから、弁護士会照会は弁護士の業務上必要不可欠な制度といえる。

弁護士登録直後の私にも、弁護士会照会を利用する機会がすぐにやってきた。初めて弁護士会照会を申し立てた時は、弁護士になれたことを改めて実感し、感無量だった。

2 新人弁護士として 弁護士会照会を利用した感想

(1) 弁護士会照会は弁護士の事件処理に必要不可欠な役割を果たしていること

弁護士会照会で得られる情報は幅広く、特に官公庁からの回答（例えば、自動車の登録事項等証明書記載事項、出入国記録等）は、事件処理のためとても役に立った。

このような回答は弁護士会照会を利用しなければ得られなかったことから、弁護士会照会は、弁護士の業務にとって必要不可欠な役割を果たしているといえる。

(2) 現在の弁護士会照会制度に限界があること

上記のように幅広く情報を取得できる一方、照会先が回答を拒否する場合も多い。

例えば、原付の使用者についての照会は地方税法

22条により回答を拒否された結果、私有地に放置された原付の使用者を特定することはできなかった。また、フリマアプリの会社に対し、ある会社の社外秘の資料を無断で出品した出品者について弁護士会照会を行ったが、出品者のプライバシーを理由に回答が拒否された。当該フリマアプリの会社による回答拒否について再度照会及び異議申立てを行ったものの、同様の理由で再度回答拒否となり、当該出品者を特定することはできなかった（出品の発見後、当該資料の発行元会社が直ちに当該資料を落札したため、なんとか営業情報の流出を阻止することができた）。

このように、弁護士会照会を行ったとしても、必ずしも回答を得られるというわけではない。さらに、現時点では、回答拒否に対する具体的な対抗策もない。回答拒否により加害者を特定できず、場合によっては権利救済への途が閉ざされてしまうことになりかねない。

(3) 今後の弁護士会照会制度について

職務上請求・発信者情報開示請求など、大まかに言えば、情報を得るための制度はいくつも存在している。各制度が存在する中で、弁護士会照会に対する回答を得られているのは、弁護士及び弁護士会への信頼のためだと思われる。信頼してくれるのを待つしかないのか、新たな制度の構築も目指すべきなのか、社会における弁護士のあり方が問われているようにも見受けられる。

権利救済を実現するため、社会における新たな問題に対しても対処できるような弁護士を目指していきたいと思う。弁護士会照会は、そのような弁護士の業務を支えるツールであり、弁護士にしかない強みでもある。ひいては、社会を支えるツールでもあり、伸びしろのあるツールでもあると思われる。

『気狂いピエロ』

1965年／フランス／ジャン＝リュック・ゴダール監督作品

追悼 ゴダール

会員 篠原 一廣 (53期)



『気狂いピエロ』
価格 Blu-ray ¥2,200 (税込)
発売・販売元 KADOKAWA

昨年(2022年)は、ヌーヴェルヴァーグの映画作家で唯一存命していたジャン＝リュック・ゴダールが亡くなったという映画史的にも特筆すべき年となった。既に91歳という高齢であったことから、いつ訃報が届いてもおかしくない状況にはあった。ただ、安楽死により亡くなったという報道に接したときは、ショックとともに、いかにも彼らしいとの感慨を抱いたことを覚えている。

そんなゴダールの作品の中でも、『気狂いピエロ』(1965)は最も著名かつ衝撃的な作品の1つであり、「ゴダールの到達点」などとも評される作品である。

ゴダール最初の長編作品であり、かつ本作と並ぶ代表作として知られる『勝手にしやがれ』(1959)のジャン＝ポール・ベルモンド演ずるフェルディナン・グリフォンが、妻に促されて渋谷パーティーに出席するところから本作は始まる。妻が頼んだベビーシッターが、実はフェルディナンのかつての恋人マリアンヌ・ルノワール(演ずるのはゴダールのミューズであったアンナ・カーリーナ)であり、フェルディナンは退屈な日常から逃げだそうと独り自宅に戻り、自宅にいたマリアンヌと一緒に彼女の自宅へ向かう。自宅へ向かう車内の2人を前面から捉えたショットがとても印象的で、色鮮やかな街灯とその影が2人の顔をなぞるようにかすめて過ぎて行く。

ここまでは完全にメロドラマだが、翌朝のシーンから突如として転調する。ベッドで目覚めたフェルディナンは、マリアンヌが刺し殺した見知らぬ男の

死体を目にし、そこから2人の南仏への逃避行が始まる。

逃避行ではあるものの悲壮感は全くなく、むしろ南仏の明るい陽光の下でまるでバカンスを楽しむがごとくの2人。ミュージカルのようにマリアンヌが歌い出したり、フェルディナンが我々観客に向かって語ったりするなど、映画のジャンルを意図的に混ぜ合わせた手法が駆使されている。また、後期の作品で顕著となる様々な文学・絵画などの芸術からの引用もなされてはいるものの、本作ではあくまでもストーリーの進行が第一となっている。この絶妙なバランスこそが、ゴダールのキャリア前半で制作された映画でありながら、未だに彼の代表作とされている大きな理由であろう。そこには、いわゆる「映画好き」を自称する私のような一般大衆をも受容する大らかさが確かに存在している。これに対し、彼の後期の作品は、フランス語をネイティブ同様に聴けるとともに、画面に縦横無尽に登場する様々な引用を理解しうる教養人以外は決して寄せ付けない孤高の作品になってしまったように思う。

やや脱線してしまったが、本作では何を置いてもラストシーンを語らない訳にはいかない。未見の方もいらっしやると思うので詳細は避けるが、マリアンヌにも裏切られ、孤独を極めたフェルディナンが最後に取った衝撃的な行動、それに続くショット、そして、ダイアローグは、観客の心を掴んで永遠に離さないであろう。



バイクに乗れ

会員 渡邊 昇龍 (73期)

1 生の実感

「成功者は、例え不運な事態に見舞われても、この試練を乗り越えたら必ず成功すると考えている。そして、最後まで諦めなかった人間が成功しているのである」、本田技研工業株式会社の創業者、故本田宗一郎氏の言葉である。私は成功しているとは到底言えない若輩の身であるが、どんな状況であっても、目標の達成を諦めること自体を選択肢として持たない人間であるからか、人生初の愛車がHONDAのCB750となったのは必然であったのかもしれない。仕事が終わりに、深夜に愛車に跨って走るとき、言葉では形容できない感動がある。ツーリングは「風になる」と比喻されることもある。実際、少しずつ自分の個が消えていき、世界の一部に組み込まれ、全身で世界を感じる感覚がある。変わらない日常の中で、強烈に生を実感できる瞬間である。文字だけだと非常に危険な状態のように感じるが、遵法意識は常にあるので、あくまで比喻でしかなく、ことを付言しておく。

2 マイナスイメージ

バイクもしくはオートバイと言えば、怖そうな人が乗っている、排気音がうるさい、排気ガスで環境を破壊している、交通事故で簡単に命を落とすなど、バイクに乗らない方々からすれば、マイナスなイメージを抱くのではないだろうか。あくまで私一人の意見であるが、これらのイメージは紛れもなくすべて事実である。ただ、考えてみて欲しい。私達弁護士の仕事は体力が重要であることは言うまでもないが、根本的には頭脳労働がメインである。多角的な視点から物事を考えることが仕事のはずである。それを踏まえて、上記のマイナスイメージについて考えてみる。まず、バイクに乗っている人の姿やファッションが見えるため怖いと思うのであって、自動車の運転席の人は目にすることが少なく、

公道を走る自動車とバイクの台数の違いを考えれば、自動車に乗っている人の方が怖そうな人が多いという可能性はある。また、バイクが大きな音を出さなければ、音楽を掛けて運転している自動



車の運転手はバイクの存在を見落とし、思わぬ事故を起こしてしまう可能性があるのではないだろうか。排気ガスを出すからこそ、より排気ガスを出さないような技術革新が促されるのではないだろうか。自動車よりも交通事故で簡単に命を落とすからこそ、交通ルールをきちんと遵守し、より慎重な運転になるのではないか。マイナス点も見方を変えれば、バイアスに縛られていたことや利益を生む可能性があることは往々にしてある。バイクに乗るというただそれだけの体験を通して、日々大きな発見があると感じる。

3 Live it up

現在、仕事やプライベートで様々な悩みを抱えている方は多くいると思う。所属事務所が合わずに苦しい思いをしていたり、仕事が激務で命を断とうとまで思い詰めている人もいるかもしれない。命を落とすと悲しむ人が周りにいるとか、重要なのはそこではない。あくまで自分のために。バイクと共に駆け抜け、世界と一つになるあの感覚を知らずに人生を終えるのは勿体ない。一步踏み出して、バイクに跨り、生きている実感を味わって欲しい。私はあなたと一緒に走るのを待っている。

「日野町事件」第2次再審請求即時抗告審決定に対する会長声明

2023年2月27日、大阪高等裁判所第3刑事部（石川恭司裁判長）は、いわゆる「日野町事件」の第2次再審請求の即時抗告審につき、再審開始を決定した大津地方裁判所の原決定（今井輝幸裁判長）に対する検察官の即時抗告を棄却し、再審開始を維持する決定をした（以下「本決定」という）。

本件は、1984年12月、滋賀県蒲生郡日野町で発生した強盗殺人事件である。被害者が営む立ち飲み酒店の常連客であった故阪原弘氏（以下「阪原氏」という）が犯人として逮捕、起訴されたが、阪原氏は公判では一貫して無実を訴えてきた。

本件は、阪原氏と犯人を結び付ける直接の物的証拠も十分な状況証拠もなく、任意性と信用性に疑問のある自白調書しかないという脆弱な証拠構造であった。しかし、大津地裁の第一審判決は、自白の信用性はないとしながらも状況証拠から有罪を認定し、無期懲役の判決を言い渡した。他方、大阪高裁の控訴審判決は、状況証拠から有罪認定はできないとしながらも自白の基本的根幹部分は信用できるとして、控訴を棄却した。最高裁は、第一審と控訴審で有罪認定の根拠が齟齬する中で、2000年9月に上告を棄却し、無期懲役の有罪判決が確定した。

阪原氏は、2001年11月に第1次再審請求を申し立てたが、服役中に病に倒れ、2011年3月に帰らぬ人となり（享年75歳）、阪原氏の遺志を引き継いだご遺族が2012年3月、第2次再審請求を申し立てた。

第2次再審請求では、証拠開示によって、有罪認定に影響を及ぼした引当捜査に係る実況見分調書の作成過程に疑義を示す

写真ネガの存在が判明するなどし、2018年7月、原決定は、白鳥・財田川決定に則して新旧全証拠を総合評価し、再審開始を決定した。本決定は、引当捜査についての疑問から阪原氏の犯人性を推認することはできず、阪原氏が虚偽のアリバイ主張をしたとも言えない等として、原決定を維持したものである。

当会は、再審開始決定を維持した本決定を評価するとともに、長年にわたりえん罪と闘ってこられた阪原氏と同氏の遺志を引き継いだご遺族、再審弁護団の活動に対して深く敬意を表するものである。

当会は、大津地裁の再審開始決定からすでに約4年7か月の期間を費やしていることも踏まえ、検察官に対して、本決定を真摯に受け止め、特別抗告を行わないことを強く求める。また、裁判所に対しては、直ちに再審公判を開き、必要最小限の審理を行って無罪を宣告することを要望し、雪冤を果たすことなく他界した阪原氏の名誉回復が早期に行われることを期待する。

再審開始を決定した原決定、本決定を導くために、証拠開示が非常に大きな力となったものであり、再審請求事件における全面的な証拠開示の必要性はより一層明らかとなった。当会は日弁連とともに、再審請求事件における全面証拠開示、再審開始決定に対する検察官不服申立の禁止をはじめとした、えん罪の防止及びえん罪被害救済に向けた制度改革の実現を目指して、全力を尽くす決意である。

2023(令和5)年3月2日
東京弁護士会会長 伊井 和彦